

令和元年 10 月 2 日

## 懲戒処分の公表及び市長コメント

本市職員に対し、地方公務員法第 29 条に基づく懲戒処分を行ったので公表します。

○事案 市が発注した公共工事をめぐる贈収賄事件について

### 1 処分等の内容

(1) 処分年月日 令和元年 10 月 2 日

(2) 処分内容及び職員の所属・職・氏名・年齢・性別

懲戒免職 石越総合支所市民課副参事兼石越障害者地域活動支援センター副参事 小野寺 友生 57 歳 男

(3) 非違行為の概要

本件については、本市が発注した公共工事をめぐる贈収賄事件において、加重収賄、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反及び、公契約関係競売入札妨害の容疑で、小野寺友生が逮捕、起訴されておりましたが、令和元年 10 月 2 日に仙台地方裁判所より判決が言い渡されました。

なお、同年 9 月 5 日及び 9 月 17 日に開かれました公判では、検察側より説明のあった起訴内容を本人は認め、また、市に対して本人より、迫児童館新築工事、(仮称) 東佐沼こども園建設事業造成工事及び(仮称) 新登米懐古館新築工事について、それぞれ平成 29 年 10 月から平成 30 年 2 月までの間に、設計価格等の情報を教え、(仮称) 新登米懐古館新築工事を除く 2 件分の謝礼として 120 万円の賄賂を収受した事及び、その目的が、相手会社への支援と金銭授受であったと報告されております。

(4) 管理監督責任

上記職員の懲戒処分に伴い、部下職員に対する管理監督責任として、管理監督職員 1 名に対し、下記の処分を行いました。

・減給 (10 分の 1) 1 月 部長級 (58 歳、男)

## (5) 市長コメント

職員の服務規律の確保や適正な事務処理については、これまで再三にわたり注意を喚起してきたにもかかわらず、職員がこのような不祥事を惹き起こしたことは極めて遺憾であり、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

当該職員並びに管理監督職員に対しては、厳正な処分をもって対処いたしました。

今後、再びこのような事態を惹き起こさぬよう、一層の綱紀粛正と倫理観の向上、さらには管理体制の強化に努め、一日も早く市民の皆様方の信頼を回復するよう最大限努めてまいります。

[ 問い合わせ先 ]  
総務部人事課  
電話：0220-22-2145（直通）  
担当：課長 佐藤 靖